

《研究ノート》

カール・レンナーの属人的民族的自治論と二元的連邦国家構想^(注1)

太田 仁 樹
(岡山大学経済学部名誉教授)

はじめに

中央大学経済学部の鳴子博子先生のお骨折りにより、経済研究所公開研究会で発表する機会を与えられ、まことにありがとうございます。本日は、2007年に上梓いたしましたカール・レンナーの民族問題に関する主著『諸民族の自決権』(Renner [1918])についてお話ししたいと思います。

レンナーへの眼差し

レンナーの属人的(非領域的)民族的自治論については、近年英語圏で注目されることが増えているようです。多文化共生を主張する政治理論家W・キムリッカを中心とする研究者が寄稿している論文集(Nimmni, ed. [2005])の編者であるE・ニムニは、序論の「民族的文化的自治モデル再検討」(Nimmni [2005])において、ナショナリズム、多文化主義、マイノリティの権利について、レンナーの著作『国家と民族』(Renner [1899])の現代的有効性を論じていますし、キムリッカ自身も、「レンナーと準国家ナショナリズムの調整」(Kymlicka [2005])において、レンナーのモデルが、マイノリティの利益を護るのに役立つことができると主張しています。

政治思想史研究の分野では、レンナーを中心とするオーストロ・マルクス主義の属人的民族的自治論が、アルトジウスを源流とする分権主義的政治理論の流れのなかで評価を受けているようです。K・D・マクレーは「複数社会と西欧の政治的伝統」という論考(McRae [1979])において、ポーダン→ルソー→ヘーゲル→マルクスとエンゲルスという集権主義的政治理論の流れに対抗するものとして、アルトジウス→モンテスキュー→ギールケ→カール・レンナーとオットー・バウアーという分権主義的政治理論の流れを掘り起こすよう主張していますし、T・O・ヒューグリン(Hueglin [1991])、柴田寿子(柴田 [1995])がそれに続いています。

また、オレアリー(O'Leary, B. [2005])は、アルトジウス→レンナーとバウアー→A・ルイス(開発経済学者)という流れを提起しています。

レンナーその人については、日本では民法学者、民族理論家、政治家、経済理論(帝国主義分析)家として知られていますが、著名なのは民法学者および民族理論家としてであり、政治史、帝国主義理論史の領域での検討は未だ不十分であるといえます。レンナーの民法学における業績(Renner [1904], Renner [1929])は日本で何度も翻訳されていますが、日本の民法学の金字塔といわれる我妻栄『近代法における債権の優越的地位』(我妻 [1953])がレンナーの1904年版をベースにしていることから、レンナーの著作の日本での影響は見逃せえないものであるといえましょう。

1 本稿は、2018年10月20日に中央大学駿河台記念館で開催された経済研究所公開研究会でおこなわれた報告「カール・レンナーの属人的民族的自治論と二元的連邦国家構想」を文章化したものです。掲載にあたって若干の補足を加えました。報告の機会を与えられた中央大学経済学部経済研究所(思想史研究会)の鳴子博子教授、および共催の中央大学社会科学研究所研究チーム「暴力・国家・ジェンダー」の中島康子教授に謝意を表します。なお本報告を補足する拙論として、太田 [1997a], 太田 [1997b], 太田 [1998], 太田 [2003], 太田 [2004], 太田 [2009], 太田 [2011] があります。参照いただければ幸いです。

レンナーは民族理論家としては戦後まもなくから知られていましたが、その著作が検討されることは少なく、レンナーの批判者の著作を鵜呑みにすることによって、彼の民族理論は名のみが知られていました。レンナー批判の代表的な著作がИ・В・スターリンの『マルクス主義と民族問題』(Сталин [1913])でした。スターリンはレンナー『国家をめぐるオーストリアの諸民族の闘争』(Renner [1902])とパウアー『民族問題と社会民主主義』(Bauer [1907])を重ねて批判し、両者の区別はしていません。スターリンはレンナーのこの著作を厳密には検討していないようです。矢田俊隆(矢田 [1977])もレンナーとパウアーの民族理論の差異について無頓着です。パウアーの著作が2007年に日本語に翻訳されると、レンナーの民族理論への関心が徐々に高まりました。わたしが民族問題についてのレンナーの著書『諸民族の自決権』(Renner [1918])の翻訳に取り組むようになったのはこのような経緯です。

レンナーの生涯

それではレンナーの生涯について簡単に見ていきましょう。レンナーの生涯については、日本語で読むことができない状況が続いていましたが、2015年にS・ナスコによる簡明な伝記の翻訳が出版され(Nasko [1983])、日本の読者も正確な知識を得ることが可能になりました。

レンナーは1870年12月14日メーレン(モラヴィア)のウンタータノヴィッツ(現:ドルニ・ドゥナヨヴィツェ)に生まれました。1890年にウィーン大学法学部に入学するとともに、社会主義運動に参加し、社会民主党の黨員となりました。1895年帝国議会図書館に研究助手として就職し、1898年には法学の博士号を取得し、正式の図書館員に任命されました。1897年頃から、民族問題に関する政治論文を精力的に発表しますが、それらの論文は、公務員であるために本名で発表することができず、偽名あるいは匿名で発表されました。

ロシアの1905年革命の影響を受け、オーストリアでも1907年に帝国議会でも普通選挙が実行されるようになりました。レンナーはニーダーザクセン大公国ノインキルヘンのグロッグニッツに移住し、ノインキルヘン選挙区から立候補し当選します。1914年の第1次世界大戦に際しては、「祖国防衛」に賛成し、帝国の支配層と接触をもつようになります。1918年の敗戦と、ハプスブルク君主国の解体の後に、オーストリア第1共和国が成立しますが、レンナーはこの共和国の初代首相になります。第1共和国の与党は社会民主党とキリスト教社会党でしたが、党内でパウアーの率いる左派が優勢になり、社会民主党は連立政権に反対するようになりました。1920年には連立政権が崩壊し、社会民主党は野党になります。レンナーは右派として、党内で主流派から排除され、協同組合運動に力を注ぐようになります。

キリスト教社会党と社会民主党の対立が深まった1931年、レンナーは国民議会の議長に選出されましたが、社会民主党は劣勢に追い込まれました。1933年には、レンナーは議長を辞任し、議会は機能を停止し、キリスト教社会党のドルフスは強権政治に乗り出しました。1934年、社会民主党左派は準備のない蜂起を執行し、数日で敗北しました。左派の多くはチェコなどへ亡命しましたが、レンナーは国内で100日ほど投獄されました。この後、オーストロファシズムはナチスに敗北し、1938年にオーストリアはドイツ第3帝国と合邦することになります。このときレンナーは、ドイツとの合邦に賛成する旨の声明を発表しています。この声明については後に様々な評価がなされることになります。

合邦後、第2次大戦中は、レンナーはグロッグニッツに隠棲していましたが、1945年4月ソ連軍はハンガリー方面から進攻して、オーストリア東部を占領しました。レンナーはソ連占領軍と連絡をつけ、新生オーストリアのために行動する意欲があることを伝えました。スターリンはレンナーの利用価値を認め、傀儡政権のトップに据えようとします。レンナーはスターリンの意図を承知のうえで、暫定政府の首相の座に就きます。同年12月に新たに選出された国会は、レンナーをオーストリア第2共和国初代大統領に選

出しました。レンナーは大統領として、オーストリアが独立した中立国として国際的な認知を得られるように努力を重ね、1950年12月31日在任のまま死去しました。

オーストリアの民族問題

近代資本主義世界システムは15世紀半ばから17世紀半ばにかけてヨーロッパと環大西洋地域に成立し、18～19世紀にかけてグローバルな規模に成長していきます。このシステムは複数の主権国家が互いに競合するインターステイトシステムをその政治的な上部構造にしていました。オランダ、イギリス、フランスなどの中核諸国は、統治者と国民とが利害をともしする「ネイションステイト（国民国家）」という建前で国家形成をおこないました。国民国家とはあくまで建前で、その内部には様々な民族集団(Nationalitäten)の階層ができていたのですが、半周辺および周辺の諸民族にとっては、中核諸国の「国民国家」はあるべきモデルと見なされました。

神聖ローマ帝国の帝位を長らく独占していたハプスブルク家の統治は、中世以来の王室（ハプスブルク家）と各地域の有力貴族との契約により、ハプスブルク家当主に王冠——例えばボヘミア王、オーストリア大公、シュタイアーマルク公爵の地位——が認められることで、それぞれ王国、大公領、公爵領を領地（帝室直属地Kronland）とすることができたのであり、帝室直属地全体はまとまった政治体とはいえませんでした。ハプスブルク君主国は、ナポレオン1世のヨーロッパ支配の時期に、神聖ローマ帝国の解散を見越して、オーストリア帝国として再編されましたが、帝室直属地と帝国の関係は、第1次大戦期まで旧来のままでした（《図1》参照）。オーストリア帝国の支配的民族はドイツ人でしたが、その他に、ハンガリー



- 1 ボヘミア、2 ブコヴィナ、3 ケルンテン、4 クライン、5 ダルマティア、6 ガリツィア、
7 キュステンラント、8 ニーダーエスターライヒ、9 モラヴィア、10 ザルツブルク、
11 シュレージエン、12 シュタイアーマルク、13 チロル、14 オーバーエスターライヒ、
15 フォアアールベルク、16 ハンガリー、17 クロアチア・スラヴォニア、18 ボスニア・ヘルツェゴヴィナ

《図1》ハプスブルク君主国の行政区分図（1910）

人、ポーランド人、イタリア人、チェコ人、スロヴァキア人、ルテニア（ウクライナ）人、スロヴェニア人、クロアチア人、ルーマニア人等、多くの非ドイツ系民族集団が居住していました。

ウィーン会議後のヨーロッパでは、自分の国家をもたない民族集団のなかに自前の国家を建設しようとするナショナリズムの盛り上がりがありました。ハプスブルク君主国の内部では、ドイツ民族の統一国家に合流しようとするドイツ人の政治潮流とともに、非ドイツ系民族集団の独立を目指す運動が進展し、1848年革命においては、ハンガリーを先頭に、スラヴ系諸民族のナショナリズムが展開されました。ハンガリーの民族運動は、1848年には敗北を余儀なくされましたが、1867年にはアウスグライヒ（和協）により内政に関する主権を獲得し、準独立を勝ち取りました。これによりオーストリア帝国は、ハンガリー王国とクロアチア・スラヴォニア王国からなる「トランスライタニエン」（《図1》の16および17）とそれ以外の地域である「ツイスライタニエン」（《図1》の1～15）の二重君主国になります。オーストリア社会民主党内部で議論されたのは、ツイスライタニエンにおける民族問題です。

ツイスライタニエンは15の帝室直属地（ボヘミア王国、ブコヴィナ公爵領、ケルンテン公爵領、クライン公爵領、ダルマティア王国、ガリツィア王国、キュステンラント、ニーダーエスターライヒ大公国、モラヴィア辺境伯領、ザルツブルク公爵領、シュレージエン公爵領、シュタイアーマルク公爵領、チロル伯爵領、オーバーエスターライヒ大公国、フォアアールベルク）から構成されていましたが、民族別に分かれているのではなく、歴史的な経緯によって各帝室直属地の内部に複数の民族集団が併存している場合も多く、各民族集団のナショナリズムが高揚すると、民族集団同士の紛争も頻発するようになります。特にチェコ人のナショナリズムは先鋭化し、1897年の帝国議会選挙では、ハンガリー並みの準独立を目指す青年チェコ党が穏健な老チェコ党を凌駕して躍進します。首相のバデーニは妥協策として新たな言語令を施行しようとしています。これはボヘミアにおいて、内務語（官庁内部で用いられる言語）におけるドイツ語とチェコ語の対等を認めるもので、ドイツ人層には不利な条件だと感じられました。ドイツ系住民は憤激して議会における議事妨害、街頭における示威行進と衝突を敢行し、ボヘミアにかぎらず全土に混乱を引き起こします。この様子を旅行者として見聞した文書として、マーク・トウェインや信夫淳平の証言を日本語で読むことができます（Twain [1898], 信夫 [1919]）。

民族問題をめぐるオーストリア社会民主党：ブリュン綱領とカウツキー

オーストリア社会民主党は、ヴィクトル・アドラーとカール・カウツキーを中心に、1888年末から1889年始にかけて、ハインフェルトで創立されました。創立当初には、党として民族問題はそれほど重要な問題とは見なされていませんでした。バデーニの言語令で国中が沸騰していた1897年に、ウィーンのヴァインベルガーホテルで開かれた第6回党大会において、社会民主党は重大な組織変更をおこないました。民族の枠を超えた社会主義政党から、民族別の社会主義政党（ドイツ人党、チェコ人党、ポーランド人・ルテニア人党、イタリア人党、南スラヴ人党）の連合体へと編成替えされたのです。これはナショナリズムの波が社会民主党内にも及んだことを表すものでした。さらに1899年にはモラヴィアのブリュン（ブルノ）で開かれた第7回党大会において、諸民族の連邦制を内容とする民族綱領が採択されました。

ブリュン綱領では以下のような諸原則が掲げられています（須藤 [1995]）。

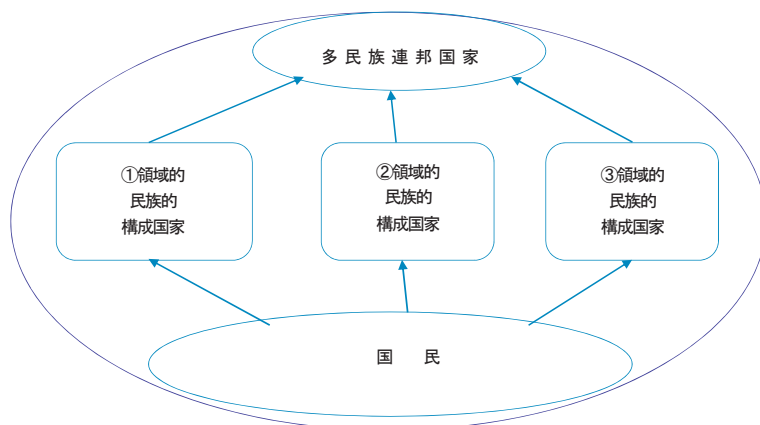
- (1) オーストリアは民主主義的多民族連邦国家（Nationalitätenbundesstaat）に改造されるべきである。
- (2) 歴史的な帝室直属地の代わりに、民族的に区切られた自治行政団体（Selbstverwaltungskörper）が形成され、その立法と行政は、普通・平等・直接選挙権に基づいて選出された民族会議（Nationalkammer）によって遂行される。

- (3) 同一民族の全ての自治行政領域 (Selbstverwaltungsgebiete) はともに1つの民族的に統一された連合 (Verband) を形成し、この連合が自己の民族問題を完全に自立的に処理する。
- (4) 民族的少数者の権利は、帝国議会によって決議されるべき特別な法律によって保証される。
- (5) われわれはいかなる民族の特権をも認めないがゆえに、国家語の要求を拒否する。どの程度まで媒介語を必要とするかは、帝国議会が決めるだろう。

この民族綱領の理論的基礎となったのは、1898年のカウツキーの論文「オーストリアにおける諸民族の闘争と国法」(Kautsky [1898a])です。この論文でカウツキーは近代ナショナリズム高揚の3つの要因を指摘しています。彼によれば、「民族理念」(=ナショナリズム)高揚の第1の要因は、ブルジョアジー、商品生産者一般の、域内市場の確保と外部市場のできるかぎりの拡大の必要です。第2の要因は、政治的理由、すなわち民主主義を求める努力です。第3の要因は、文章語による民族的教養の人民大衆のあいだへの浸透です。結論的に、「近代の民族運動のこれら全ての根源は、近代社会の発展傾向に深く根ざしている。それは歴史的にまったく正当なものであり、その成長を止めようとする人為的な行為は社会的な発展を押し止めることである」。カウツキーの民族問題認識は、20世紀後半のB・アンダーソン (Anderson, B. [1983]) やA・スミスの (Smith, A.D. [1991]) 議論の先駆けと評価しうるものですが、このような民族問題認識に立って構想されたのがブリュン民族綱領だったのです。

ブリュン綱領における多民族的連邦国家構想 (第1項) は、《図2》に示されるようなものです。歴史的に形成された帝室直属地 (王国・公爵領・伯爵領等) を廃し、代わって民族区分に基づいて領域区分をおこない、民族的自治行政団体を形成する (第2項)。全ての民族的自治行政領域は民族ごとに統一した連合を形成し、この連合が民族問題を処理する (第3項)。民族的自治行政領域の連合が連邦国家を構成する分枝国家 (構成国家) となるのです。民族的な構成国家に含まれる民族的少数者は、特別な保護を受けるが (第4項)、この領域的民族的構成国家は、基本的に民族性原理に立脚したものになっています。

民族性原理とは、「一民族一国家」とも呼ばれる理念であり、E・ゲルナーのいう「政治的な単位と民族的な単位との一致」すなわち領域と民族の境界の一致を目指す理念です (Gellner [1983])。小民族の場合には、大民族の支配する「多民族国家」のなかに包含されている小民族が、そこから分離・独立して、自前のネイションステイト (民族国家・国民国家) を建設しようとする動きとしてあらわれます。マルクスやエンゲルスはこのような小民族のナショナリズムの核心となる民族性原理を嘲笑しました (Engels [1866])。カウツキーの1898年の論文は経済、政治、文化の三方面からの分析によって、それが近代資本



《図2》ブリュン綱領の多民族連邦国家構想

主義社会の発展に歴史的根拠をもつことを明らかにし、小民族のネイションステイト建設を必然とする点で、民族性原理の容認を含意するものでした。ブリュン綱領は、分離独立した各民族集団が抗争し合うのを防ぐため、連邦国家の構成国家（＝自治行政団体）という枠をはめたうえで、小民族が自前のネイションステイトを建設することを限定的に認めたものです。綱領の第2項と第3項の、属地原理に基づいて構成国家を形成するという内容はこのことを意味しています。このように、ブリュン綱領は構成国家という限定された形ではあれ、ネイションステイトの建設を認めるものであり、カウツキーによる小民族ナショナリズムの正当性の容認を具体化したものでした。

レンナーは、このような属地（領域）原理に基づく多民族連邦国家には反対でした。属地原理は民族性原理（「政治的な単位と民族的単位的一致」）を含意するものであり、それは必ず民族間の抗争に帰結すると考えたのです。近代における小民族の民族意識の高揚に対して、マルクスやエンゲルスのように嘲笑を浴びせるのではなく、レンナーは、カウツキーとともに民族理念高揚の正当性を認めるのですが、彼は民族を文化共同体として捉え、民族は政治的共同体としてあらわれるべきではないと考えました。民族が領域共同体として登場する場合の問題性を鋭く察知したからです。

レンナーの属人（非領域）的民族的自治論と二元的連邦国家構想

レンナーは、ブリュン党大会以前にすでに属地（領域）主義に基づく連邦制の問題点を指摘していました。ブリュン党大会に先立つ1899年2月9日、彼は民族問題に関する講演をおこない、属人（非領域）原理に基づく民族的自治の構想を発表しています。ブリュン党大会で、南スラヴ人代表が属人的民族的自治の方策を提案したが退けられたのを見て、彼はシノプティクスというペンネームで『国家と民族』（Renner [1899]）という小冊子を公刊しました。この著作では未だ十分に展開されていませんが、属人的原理に基づく民族的自治構想は、『勤労人民と民族問題』（Renner [1900]）、『国家と議会』（Renner [1901a]）、『オーストリア問題と利益代表機関』（Renner [1901b]）における検討を経て、『国家をめぐるオーストリア諸民族の闘争』（Renner [1902]）において一応の体系的な形をとるに至ります。『国家をめぐるオーストリア諸民族の闘争』は彫琢を加えて、1918年に第2版が『諸民族の自決権』というタイトルで出版されます（Renner [1918]）。ここでは『諸民族の自決権』に即してレンナーの属人的民族的自治の構想の骨子を紹介してみましょう。

レンナーの連邦国家構想は、二元的連邦国家構想といわれます（《図3》参照）。連邦国家を構成する原理が、属地的原理（領域的）原理と属人的（非領域的）原理の二本立てであるからです。一方では、住民は居住地域に基づいて領域的構成国家に登録されます（「住民台帳」）。領域的構成国家（領域的自治団体）は各領域に即した領域的な一般行政をおこなう組織です。他方では、住民は自己申告（「民族性宣言」）によって希望する民族的自治団体に登録します（「民族台帳」）。この民族的自治団体は文化・教育に関する行政をおこなう属人的民族的構成国家となります。住民は、住民台帳と民族台帳を通じて領域的自治団体と属人的民族的自治団体の2つの系列の自治団体に組織されます。2系列の自治団体はそれぞれ、領域的構成国家と属人的民族的構成国家として連邦国家の分枝（構成国家）となります。この場合、領域帰属は居住によって決定されますが、民族帰属は当人の自由意思（選択）によって決まります

各個人がどの民族に帰属するかを、当人の自由な選択にまかせるというこの方法は、民族＝血統共同体というナショナリストの民族概念を無効にするものです。レンナーにおいては、近代的民族とは「発達した文化共同体の表現としての民族語と民族文学をもつ精神的・文化的な共同体を表す」存在なのです（Renner [1918]）。各民族は、その構成員の経済的・精神的な成功が大きいほど、多数の支持者を獲得することができるので、他民族に対する憎悪をおおるナショナリストの宣伝は無意味となります。また、自由

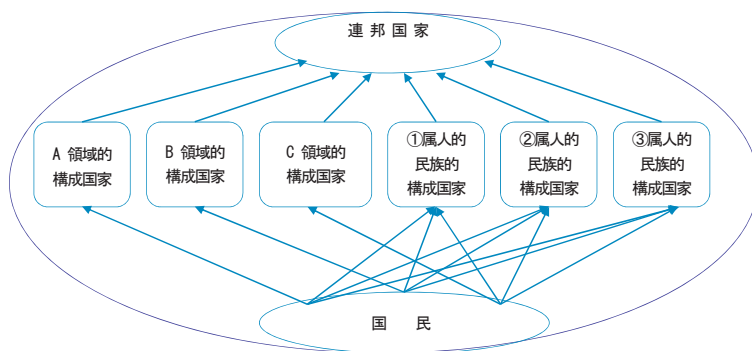
な民族性宣言を認めるということは、行政や学者がある個人の民族帰属を決定するのではないということ、これは、民族帰属の決定にとって民族構成員自身の主観的意識が重要である、というレンナーの民族認識を示すものです。したがって、自由な民族性宣言は同化の自由をも意味するものです。

レンナーの二元的連邦国家構想の眼目は民族性原理の根幹である「領域と民族の境界」との一致を除去するところにあります。領域的構成国家は民族的な問題に関わらないということです。近代国家の統治においては、文化・教育に力をいれて国民をイデオロギー的に統合することが重要な課題となりますが、ここでの領域的構成国家は、その道が閉ざされています。他方で、民族的構成国家（民族的自治団体）は、その権限を文化と教育に限定されている点で極めて弱い存在です。連邦制度における構成国家の権限は、もともと主権国家に較べれば外交権・軍事権などで制限されたものですが、レンナーの二元的連邦国家構想における構成国家は、領域的なものも、非領域的で民族的なものも、通常の連邦国家における構成国家よりも一層制限されたものとなっています。領域と民族の境界との一致を追求するナショナリストから見ると、不十分なものであると感ぜられるでしょう。逆にいうと、ナショナリストが成長しにくい環境となっているのです。

レンナーの二元的連邦国家構想の観点から見ると、ブリュン綱領の多民族連邦国家構想は、ナショナリストの活動の余地を認め過ぎていることとなります。ブリュン綱領では各構成国家は領域的なものでもあり民族的なものでもある。いわばミニ・ネイションステイトなのです。領域的でかつ民族的な構成国家が成立すれば、各構成国家は民族名を付されていることから予見されるように、構成国家内部のマジョリティーとマイノリティーの抗争を引き起こし、やがて、構成国家を主権国家にランクアップさせようとする運動に発展するので、ブリュン民族綱領は将来の民族紛争の種を蒔くものでしかない、とレンナーは考えたのです。

レンナーの属人原理による民族的自治と二元的連邦国家の構想の狙いは、領域と民族の境界との一致というナショナリズムの中核的原理（民族性原理）に向けられていました。ブリュン民族綱領がナショナリズムに対する「押さえ込み」を企図しつつ、ナショナリストの運動への「譲歩」を内容とするものであったのに対して、レンナーの構想はナショナリズムの原理の核心の除去を狙ったものでした。小民族のナショナリストたちにとっては、レンナー構想は到底容認できないものであったといえましょう。

次に、レンナーの属人的民族的自治構想を継承するもの受け止められることの多い、パウアーの民族的自治論を、ブリュン綱領に対する態度という観点から比較してみましょう。それによって、レンナーの多民族連邦国家構想についてより正確な理解を得ることができるでしょう。



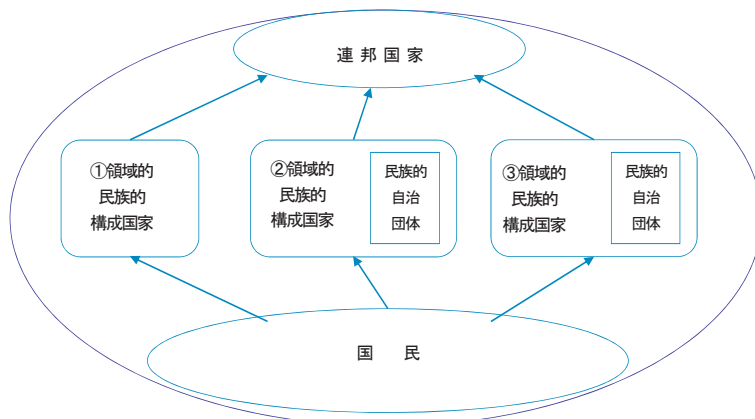
《図3》レンナーの二元的連邦国家構想

パウアー『民族問題と社会民主主義』の折衷的民族的自治構想

オットー・パウアーが『民族問題と社会民主主義』でデビューしたのは25歳のときでした。このいささか冗長な大著の著者として、彼の名は民族理論史上に存在を誇示しています。レンナーの『国家をめぐるオーストリアの諸民族の闘争』が民族政策、それも国法上で民族をどのように扱うべきかという問題に絞った著作であったのに対し、パウアーのこの著作は、民族とは何か、民族の過去・現在・未来は如何なるものなのか、民族政策はどうあるべきかについて、マルクスの唯物史観の立場を主観的には堅持しつつ、包括的に論じたものです。パウアーの民族政策は、レンナーのそれと同様、属人的民族的自治政策として知られています。多くの研究者も属人的民族的自治政策として、レンナー／パウアー的政策と呼んでいます。しかし、パウアーの著作を注意深く読むと、その民族政策はレンナーの構想とは異質なものであることが理解できます。

パウアー『民族問題と社会民主主義』は、「第Ⅳ部 民族的自治」において、属地（領域）原理と属人（非領域的）原理の二種類の民族的自治について説明しています。まず属地原理については、「第21章 属地原理」で、「属地原理に基づいた民族的自治が、民族的勢力範囲を区切るための1つの手段、つまり民族的権力闘争を調停するための1つの手段であるということには、疑問の余地がない」と、その意義が確かめられています。ですが、民族的マイノリティの問題を考えると、属地原理に基づいた民族的自治は不完全なものであることが認められています。属地原理は、「各民族が自民族のなかに混じり込んでいる他民族の少数者を吸収すると同時に、自民族の少数者を他民族に引き渡すということにはほかならない」からです。しかし、欠陥はあるけれども、「民族的領域区分が、原理的には民族的自治の基礎として要求されなければならないということ、このことには疑問の余地がない」として、属地原理が基本であることが認められています。属地原理が民族性原理につながるものであり、政治的ナショナリズムを育成するものであることを考えれば、それに反対するレンナーの立場と、パウアーの立場は対立するものであるといえます。

次に、パウアーは「第22章 属人原理」で属人原理について説明をしています。パウアーは、レンナーの属人原理による民族的自治案に全面的に賛成しているように書いていますが、レンナーの属地原理批判には与していないし、二元的連邦国家制度の意味を必ずしも正確に理解していません。パウアーは民族台帳に基づく民族的自治団体の形成について、民族的に統一されていない、いわゆる二重クライスにのみ関わる補助的原理と考えていますが、これはレンナーの構想における民族的自治団体（民族的構成国家）の位置付けと異なったものです。先に見たように、パウアーが「民族的領域区分が、原理的には民族的自治の基礎として要求されなければならない」と属地原理の意義を強調していたことと思い合わせると、パウ



〈図4〉パウアーの折衷的民族的自治案

アーの民族的自治政策は、属地原理によるものと、属人原理によるものの二本立ての「折衷的民族的自治」と呼ぶべき構造になっています。

《図4》に見られるように、パウアーによる民族的自治構想は、まず属地（領域）原理で民族的自治行政の基礎をつくり、次に属人（非領域）原理で、民族的マイノリティの権利保障をおこなうというものであり、民族的自治が二重構造をもっています。レンナーの二元的連邦国家構想においては属地的民族的自治が不在なのと比較すると、パウアーの民族的自治構想はレンナーのそれとはかけ離れたものになっています。パウアーの構想では、属人的原理による民族的自治は、属地的原理による民族的自治を補完するもので、副次的な意義をもたされているにすぎません。基本は属地原理であり、「一民族一国家」の民族性原理を実現するものになっています。レンナーの二元的連邦国家構想の場合に民族性原理の発現の芽を摘むことが主眼になっていたのと、パウアーの構想とは異なるわけです。

ブリュン綱領の多民族連邦国家構想は、連邦という枠内で民族性原理を認めるものであり、ナショナリストへの譲歩でした。社会民主党そのものが民族党に分裂したオーストリアにあっては、このような「譲歩」政策が現実的であったと考えられたのです。

レンナーの多民族連邦国家構想は、二元的連邦国家制度により、領域的構成国家は非民族的なものとなり、民族的構成国家（民族的自治政府）非領域的なものとなります。ナショナリストに対する「譲歩」はなく、民族性原理はその核心（＝領域と民族の境界との一致）から除去されるのです。

パウアーの場合には、民族性原理の核心部分を認めたくえて、レンナーの属人的（非領域的）民族的自治で補足するという仕儀になっています。パウアー自身が連邦制度における民族的自治について次のように述べていることはそれを示しています。

「民族的自治は、国家内部の民族性原理以外のなにものでもない。民族性原理が多民族国家を破壊して、その基礎のうえに独立の諸民族国家を建設するほど十分強力でないかぎり、この原理は、多民族国家で各民族に相対的な独立性を与える制度に向かう。われわれが民族性原理をまず国家形成の原理としてだけ学んだとすれば、今やそれを国家制度のルールとして理解するのである」（Bauer [1907]）。

パウアーの結論は、結局はカウツキーと同様に、民族性原理を認めてナショナリズムに対して「譲歩」をおこなったうえで、連邦制度という枠を設定して、ナショナリズムを「押さえ込」もうとすることを企図するものでした。パウアーがブリュン民族綱領の中心部分を是認したのも、彼の民族性原理についての理解を考慮すれば、意外なものではなかったといえましょう。

民族的自治には、属地原理によるものと、属人原理によるものがあり、前者は民族性原理につながるものであり、後者は民族性原理を妨げるものである、とするレンナーによる民族的自治の類型分析を、パウアーは理解していません。あるいは理解していたが、同調できないので黙殺したのかもしれませんが、属地原理に基づくブリュン綱領の前半部と、レンナーの構想とは相対立するものであることにも、気づくことがなかったのか、気づいても無視したのかもしれませんが。

興味深いことは、1918年1月にパウアーの指導のもとに決議された、左翼反対派の「左翼民族綱領」では、属地原理に基づいて言語に従った領域的区分がおこなわれ、領域的で民族的な構成国家を形成するとされます（Bauer [1918]）。属人原理による民族的自治は民族的マイノリティの権利保護に限定されています。ここでは属地原理が主要原理であり、属人原理が副次的な補完原理であることが、『民族問題と社会民主主義』におけるよりも一層明白になっています。

民族性原理の問題性：属地原理と属人原理

マルクスとエンゲルスは、個々のナショナリズムを、「ヨーロッパ的な重要性と生命力」という観点から評価し、小民族の民族国家樹立を認めるような民族性原理を頭から否定しました。大民族による民族国家の形成は、世界的（全ヨーロッパ的）な規模での社会主義の実現の前提であり、それに寄与することのない小民族の国家樹立願望は切り捨てられます。ハプスブルク君主国のスラヴ人のナショナリズムを大ロシアの覇権追求の道具と見なして非難したマルクスとエンゲルスは、思いがけず近代世界におけるナショナリズムの否定的側面に反対していたと評価することもできます。

多民族国家オーストリアの社会主義者たちは、マルクスやエンゲルスのような見解をもっては、活動することはできませんでした。カウツキーは、ナショナリズム（＝「民族的理念」）が近代資本主義社会の発展に根拠をもつものであることを明らかにし、実質的に民族性原理を認めました。小民族が主権国家を建設することに対しては、連邦国家制度という歯止めをかけたが、領域と民族の境界との一致というナショナリズムの中核的原理を認めたのです。ブリュン民族綱領における領域的（属地的）民族的自治構想は、ナショナリズムに対して譲歩することで、ナショナリズムを慰撫しようとするカウツキーの企図の具体化であったといえます。

レンナーは、ナショナリズムに対するこのような「譲歩」が民族的対立を解決するものとは考えませんでした。彼の属人的民族的自治と二元的連邦国家制度の構想は、民族性原理の核心である「領域と民族の境界とを一致」させようとする政治的ナショナリストの志向を狙い撃ちするものでした。『国家と民族』（Renner [1899]）など初期の論考には「民族国家Nationalstaat」も可能であるかのごとき叙述もありますが、民族性原理に対する否定的態度は、時間の推移とともにより明確になっていきます。エンゲルスの民族性原理否定は小民族に対する蔑視と一体になっていますが、レンナーは小民族の文化を尊重する立場に立ちつつ、小民族の政治的ナショナリズムを否定しようとしたのです。レンナーの領域と民族の境界との関係についての分析は、民族性原理の基底に「領域と民族の境界との一致」への志向があることを明らかにするものであり、ゲルナーの民族理論の先駆となっています。レンナーの二元的連邦国家構想は、小民族のナショナリストによる国家建設（既存の国境の変更）がもたらす混乱を危惧する人々にとっては、魅力的なものでした。

パウアーは、ブリュン民族綱領の基本部分を是認して、領域と民族の境界との一致を否定する二元的連邦国家構想におけるレンナーの属人的民族的自治案の核心を理解しなかった、あるいは理解していたが無視した、といえます。彼はレンナーの属人的民族的自治案を、二元的連邦制構想と切り離し、ブリュン綱領の属地的民族的自治構想に接ぎ木し、折衷的民族的自治の構想を提示しました。パウアーの構想において属人的原理と属地的原理のどちらが主要原理で、どちらが副次的原理か、後世の研究者を悩ますことになりました。しかし、一九一八年の「左翼民族綱領」は、パウアーにおいて属地的民族的自治が主要原理であり、属人的民族的自治は副次的・補足的原理であることを、明白に示しています。パウアーの民族的自治論は、国家と民族との一致（政治的ナショナリズム）の容認のうえに構想されています。『民族問題と社会民主党』で、パウアーは階級闘争の原理と並んで民族性原理を歴史発展の動力として理論付けて、唯物史観を改変しようとする試みに挑戦しています。パウアーはあからさまにナショナリストとの共闘を表明することはなかったが、ナショナリズムの基底にある領域と民族の境界との一致の要求を認めていたといわねばなりません。

パウアーによる民族性原理の捉え返しと唯物史観改変の試みをさらに拡充したのがレーニンでした。パウアーは、ヒルファディングの資本主義発展段階と政策の機能変化という論理を取り入れ、資本主義の発展段階に応じて民族性原理のもつ意味が変化すると論じました。レーニンはこれを、資本主義発展段階の

地理的な差異と結びつけ、西欧ではナショナリズムが進歩的な意義をもつ時代は終わったが、ロシアや東欧ではナショナリズムはなお活発で、しかも進歩的な性格を保持していると論じました。パウアーの民族問題認識はこのようにしてポリシェヴィズムのなかに影響を与えています。パウアーは、レンナーの同類として、レーニンやスターリンによって罵倒されましたが、通説的な見方とは違って、パウアーの折衷的民族的自治構想は、レンナーのそれとは逆の方向に向いています。すなわち民族性原理への態度としては、レンナーの構想がエンゲルスの立場を頑固に護り抜いているのに対し、パウアーの立場は、エンゲルスの立場から遠ざかり、社会主義がナショナリズムに接近する場合の一形態、レーニンやスターリン、そしてコミンテルンにつながる方向性を示しているのです。

レンナーに発しゲルナーに継承されたナショナリズム分析は、「領域と民族の境界との一致」の追求という、民族性原理に潜む志向の解明によって、民族的自治論の2つの類型、属地的民族的自治論と属人的民族的自治論の意味の相違についての考察に導くとともに、民族性原理のもつ問題性についてより深く掘り下げることを可能にしています。

ナショナリズムの両義性

ナショナリズムは両義的なものです。それは他民族に支配されている被抑圧諸民族が、その運命を自らの手に獲得しようとする解放的なイデオロギーであり、同時に国内外の他民族を自らの支配の下に組み込み、世界システムのなかでの自らのランクを押し上げようとする拡張的なイデオロギーでもあります。「一民族一国家」を内容とする民族性原理は、ナショナリズムの中核的原理として、この2つの傾向を内包しています。ゲルナー（Gellner [1983]）は、民族性原理の基底に「領域と民族の境界との一致」への志向を掘り出し、ナショナリズムの問題性の深い根柢を明らかにしましたが、レンナーの二元的連邦国家構想は、その先駆と見ることができます。

民族性原理は、カウツキーの主張するように小民族の自立要求としてあらわれる場合には、歴史的に進歩的な運動の基礎となりうるが、それにとどまらない内容をもっていました。民族性原理は、小民族においても、大民族においても近代ナショナリズムの中核的原理となり、3つのあわれめ方をしています。

第1は、大民族の支配する多民族国家のなかに包含されている小民族が、そこから分離・独立して、自前のネイションステイトを建設しようとする志向です。19世紀のハプスブルク帝国やロシア帝国の支配を受けていた小民族のナショナリズムが典型的なものです。ここでは民族性原理は分離的・遠心的な原理としてあわれめ、小民族にとって解放的な意味をもちます。

第2は、同一民族と目される社会集団が、複数の国家に分かれて存在している場合で、この場合に、ナショナリストは統一国家の建設を同胞に呼びかけます。19世紀のドイツおよびイタリアが典型的なもので、ここでは民族性原理は集約的・凝集的な原理としてあわれめられます。この場合のナショナリズムは民族的マジョリティーの志向を意味します。

第3は、自前の国家をもつ大民族の「同胞」がその国家の地理的外部に存在する場合です。このとき「一民族一国家」の内容は、外部の「同胞」の居住する領域をも、自国領域の範囲に組み込む、あるいは自国の影響圏に置こうという志向を意味します。19世紀の汎ドイツ主義、汎スラヴ主義、イタリアのイレデンティズムがその例です。統一あるいは独立を達成したばかりの国家が周辺諸民族の領域に対して攻撃的な態度をみせることは、大民族にかぎらないことでもあります。この場合「民族性原理」は拡張的・侵略的な原理としてあわれめ、帝国主義的政策と同調してあられる場合も多いのです。小民族のナショナリズムが、「大国の侵略の手先」としての役割をはたす場合もあります。

以上の3つの場合、民族性原理は「同一民族は同一国家に帰属すべきだ」という論理を核にしていますが、逆の論理を内包する場合があります。すなわち、「同一国家の住民は同一民族（＝国民）であるべきだ」という論理です。この場合の民族性原理は、国家内部のマイノリティの言語、文化、価値観等は、支配的民族のそれと合致すべきであるという同化強制の論理となります。この論理はナショナリズムの論理と見なされるのではなく、大民族の支配の論理と見なされることもあります。この論理は「民族の単位と政治（国家）の単位的一致」を目指すという意味で、民族性原理の一環であり、やはりナショナリズムのあらわれであると見なすべきでしょう。

近代の小民族の政治的ナショナリズム（＝国家建設志向）は、この大民族による同化強制に対する小民族の反発という側面があります。小民族のナショナリズムも大民族のナショナリズムと同様に、自民族中心主義をその核としていました。「民族」に関する神話が想像され、「民族英雄」が礼賛され、失われた「民族的領土」の回復が誓われました。ナショナリストは「民族固有の精神」の堅持を呼びかけ、それに同調することのない個性の展開を非難しました。ナショナリストによれば、「民族精神」を忘れたところにある「個性」は根無し草のような儂いものであり、克服されるべき対象にはかならなかつたのです。「民族精神」へのこだわりは、上昇志向の強い新興強国や、国家建設を志向する小民族のナショナリストにより強くあらわれます。小民族のナショナリストの姿勢も、目標となる領域内の住民に対して自らの文化的な価値規範を強制していく点で、大民族のナショナリストの姿勢と同型のものでした。大民族の小民族に対する同化強制は、小民族の政治的ナショナリズムを生み出したが、小民族のより小さな民族に対する同化強制は、より小さな民族の政治的ナショナリズムを生み出す可能性を内包していたのです。

多民族国家内部の小民族のナショナリズムや、植民地や従属国の被抑圧民族のナショナリズムは、列強同士による地球の領土的分割に反対するという意味では「反システム運動」であったのですが、彼らのナショナリズムの内実は、民族差別システム（同化と排除）をもたらす民族性原理を大民族のナショナリズムと共有するものであり、その目的である自前の国家の建設が実現したとしても、領域内におけるより弱小な民族への抑圧と対外的な拡張という、近代のインターステイト・システムにおいて民族抗争を惹起しがちなあり方を変更するものではありませんでした。第1次大戦の後も第2次大戦の後も、「民族自決権」の行使により、多数の新興独立国家が生まれましたが、インターステイト・システムは再編強化され、諸国民間の友好は実現しませんでした。このことは、ナショナリズムの目標であるネイションステイトという原理そのものが、民族的な抑圧と諸民族（国民）の敵対を生み出す根源だったのであり、新しいネイションステイトの誕生は、その敵対性を強めるものでしかなかったことを考えれば、理解できることです。

近年のレンナー民族理論の評価の高まりにも関わらず、パウアーとレンナーの民族性原理に関する理解の差異は十分に理解されているとはいえません。レンナーの二元的連邦国家構想は、民族性原理のもつ上記のような問題性を克服する理論的挑戦であったという点からも注目すべきだと考えられます。

《文献》

- Anderson, B. [1983] *Imagined Communities: Reflections on the Origin and Spread of Nationalism*, Verso. 白石隆・白石さや訳『想像の共同体：ナショナリズムの起源と流行』リプロポート，1987.
- Bauer, O. [1907] *Die Nationalitätenfrage und die Sozialdemokratie*, Verlag der Wiener Volksbuchhandlung. 丸山敬一・太田仁樹・ほか訳『民族問題と社会民主主義』御茶の水書房，2007.
- (nicht signiert) [1918b] Ein Nationalitätenprogramm der »Linken«, (*Der Kampf*, Jg.11), in: *Otto Bauer Werkausgabe*, Bd.8, Europaverlag, 1980.
- Braunthal, J. [1961] *Emn Lebensbild Otto Bauers*. In *Otto Bauer: eine Auswahl aus seinem Lebenswerk*. Wiener Volksbuchhandlung. 上条勇訳『社会主義への第三の道：オットー・パウアーとオーストロ・マルクス主義』梓出版社，1990.
- Engels, F. [1866], *What Have the Working Classes to Do with Poland?*, *Karl Marx–Friedrich Engels Collected Works*, Vol.20, Progress,

- (1985). 『マルクス・エンゲルス全集』第16巻, 大月書店, 1966.
- Gellner, E. [1983] *Nations and Nationalism*, Cornell University Press. 加藤節監訳『民族とナショナリズム』岩波書店, 2000.
- Hilferding, R. [1910], *Das Finanzkapital: eine Studie über die jüngste Entwicklung des Kapitalismus*, Wiener Volksbuchhandlung Ignaz Brand. 林要訳『金融資本論』大月書店, 1961.
- Hueglin, T.O. [1991] *Sozialer Föderalismus: Die politische Theorie des Johannes Althusius*, Walter de Gruyter, Berlin: New York.
- Kautsky, K. [1887] Die moderne Nationalität, in *Die Neue Zeit*, Jg. 5, S.392-405 u. S.442-451. 太田仁樹訳, 近代の民族集団, 『岡山大学経済学会雑誌』49(1), 2017.
- [1898a] Der Kampf der Nationalitäten und das Staatsrecht in Oesterreich, in *Die Neue Zeit*, Jg. 16, S. 516-524 u. S.557-564. 太田仁樹訳, オーストリアにおける諸民族集団の闘争と国法, 『岡山大学経済学会雑誌』49(2), 2018.
- [1898b] Nochmals der Kampf der Nationalitäten und das Staatsrecht in Oesterreich, in *Die Neue Zeit*, Jg. 16, S.723-726. 太田仁樹訳, オーストリアにおける諸民族集団の闘争と国法 再論, 『岡山大学経済学会雑誌』49(2), 2018.
- [1904] Die Krisis in Österreich, in *Die Neue Zeit*, Jg. 22, S. 39-46 u. 72-79. 太田仁樹訳, オーストリアにおける危機, 『岡山大学経済学会雑誌』50(1), 2018.
- 倉田稔 [1997] レンナー, 丸山敬一編 [1997] 第3章.
- Kymlicka, W. [2005] Renner and the accommodation of sub-state nationalisms, Nimni, E., ed. [2005].
- Ленин, В.И. [1903] Национальный вопрос по нашей программе, *ПСС*, т.7. われわれの綱領における民族問題, 『レーニン全集』第6巻.
- [1913a], О «культурно-национальной» автономии, *ПСС*, т.24. 「文化的民族的」自治について, 『レーニン全集』第19巻.
- [1913b] Критические заметки по национальному вопросу, *ПСС*, т.24. 民族問題に関する批判的覚書, 『レーニン全集』第20巻.
- [1915] Социализм и война (Отношение РСДРП к войне), *ПСС*, т.26. 社会主義と戦争 (戦争に対する社会民主労働党の態度), 『レーニン全集』第21巻.
- [1916a] Социалистическая революция и право нация на самоопределение (тезисы), *ПСС*, т.27. 社会主義革命と民族自決権 (テーゼ), 『レーニン全集』第22巻.
- [1916b] Итоги дискуссии о самоопределении, *ПСС*, т.30. 自決に関する討論の総括, 『レーニン全集』第22巻.
- [1920a] Тезисы ко II конгрессу коммунистического интернационала, *ПСС*, т.41. 共産主義インタナショナル第2回大会のためのテーゼ, 『レーニン全集』第31巻.
- [1920b] II конгрессу коммунистического интернационала, *ПСС*, т.30. 共産主義インタナショナル第2回大会, 『レーニン全集』第22巻.
- [1969] Тетради по империализму, *ПСС*, т.28. 帝国主義に関するノート, 『レーニン全集』第39巻.
- 丸山敬一編 [1997] 『民族問題：近代のアポリア』ナカニシヤ出版.
- McRae, K.D. [1979] The Plural Society and the Western Political Tradition, *Canadian Journal of Political Science*, 12-4, 685-86.
- Nasko, S. [1983] Karl Renner, in: Friedlich Weissensteiner und Erika Weinzierl (Hg.), *Die österreichischen Bundeskanzler. Leben und Werk*, Wien. 青山孝徳訳『カール・レンナー：1870-1950』成文社, 2015.
- Nimni, E. [2005] Introduction: the national cultural autonomy model revisited, Nimni, E., ed. [2005].
- , ed. [2005] *National Cultural Autonomy and its Contemporary Critic*, Routledge.
- O'Leary, B. [2005] Debating Consociational Politics: Normative and Explanatory Arguments, Noel, S. ed. *From Power Sharing to Democracy*, McGill-Queen's University Press, 3.
- 太田仁樹 [1997a] レンナー, 丸山敬一編 [1977] 第5章.
- [1997b] スターリン, 丸山敬一編 [1977] 第6章.
- [1998] 世界システムと民族問題: レンナーの「民族自決権承認」論, 平井俊彦編『再構築する近代: その矛盾と運動』全国日本学士会, 第5章.
- [2003] オットー・バウアー『民族問題と社会民主主義』の論理, 『岡山大学経済学会雑誌』第35巻第3号.
- [2004] カール・レンナーの民族的自治論: 『諸民族の自決権』を中心に, 『経済学史学会年報』46.
- [2009] 民族性原理と民族的自治: 属地的自治と属人的自治, 『マルクス・エンゲルス・マルクス主義研究』50.
- [2011] 民族性原理とオットー・バウアー, 『愛知大学経済論集』第186号.
- Renner, K. (Synopticus) [1899] *Staat und Nation. Zur österreichischen Nationalitätenfrage. Staatsrechtliche Untersuchung über die möglichen Principien einer Lösung und die juristischen Voraussetzungen eines Nationalitätengesetzes*. Josef Dietl. 太田仁樹訳, 国家と民族 (上), (下), 『岡山大学経済学会雑誌』32(3), 32(4), 2000.
- (Anonym) [1900] Das arbeitende Volk and die Nationalitätenfrage. Wiener Volksbuchhandlung. 太田仁樹訳, 勤労人民と民族問題, 『マルクス・エンゲルス・マルクス主義研究』38, 2002.
- (Rudolf Springer) [1901a] Staat and Parlament. Kritische Studie über die Osterreichische Frage and das System der Interessenvertretung. Erweiterter Separatabdruck aus: *Deutsche Worte*, Heft 7-8, Kommission-verlag der Wiener Volksbuchhandlung.
- (Rudolf Springer) [1901b] Die osterreichische Frage and das System der Interessenvertretung. *Deutsche Worte*, Heft 7-8.
- (Rudolf Springer) [1902] *Der Kampf der Österreichischen Nationen um den Staat. Erster Theil. Das nationale Problem als*

- Verfassungs- und Verwaltungsfrage*. Franz Deuticke. 太田仁樹, 国家をめぐる諸民族の闘争 第1部: 憲法・行政問題としての民族問題(1), (2), (3), 『岡山大学経済学会雑誌』37(3), 37(4), 38(1), 2005-2006.
- (Karner, v.J.) [1904] *Die soziale Funktion der Rechtsinstitute besonders des Eigentums*, Ignaz Brand. 後藤清訳『法律制度——特に所有権——の社会的機能』叢文社, 1923.
- [1918] *Das Selbstbestimmungsrecht der Nationen in besonderer Anwendung auf Oesterreich*. Zugleich zweite, vollständig umgearbeitete Auflage von des Verfassers Buch "Der Kampf der österreichischen Nationen um den Staat", Erster Theil: Nation und Staat. Franz Deuticke. 太田仁樹訳『諸民族の自決権: 『国家をめぐる諸民族の闘争 第1部 民族と国家』全面改訂第2版』御茶の水書房, 2007.
- [1929] *Die Rechtsinstitute des Privatrechts und ihre soziale Funktion: ein Beitrag zur Kritik des bürgerlichen Rechts*, J.C.B. Mohr. 加藤正男訳『私法制度の社会的機能』法律文化社, 1965, 1972, 1975, 1977, 1988.
- 柴田寿子 [1995] J. アルトジウスの政治論における〈共生〉と〈主権〉: ヒューグリン「社会連合的」連邦主義を読む, 『社会科学紀要』44.
- 信夫淳平 [1919] 『東欧の夢』外交時報社出版部.
- Smith, A.D. [1991] *National Identity*, Nevada U.P. 高柳先男訳『ナショナリズムの生命力』晶文社, 1998.
- Сталин, И.В. [1913], Марксизм и национальный вопрос, Институт Маркса-Энгелса при ЦК ВК П (б) (ред.), И.В. Сталин сочинения, т. 2, Москва, 1951. スターリン全集刊行会訳, マルクス主義と民族問題, 『スターリン全集』大月書店, 第2巻, 1952.
- 須藤博忠 [1995] 『オーストリアの歴史と社会民主主義』信山社.
- Twain, M. [1898] *Stirring Times in Austria*, *Harper's New Monthly Magazine*, Vol.96. 長尾龍一訳「オーストリア議会見聞記」(長尾龍一『ケルゼン研究 II』信山社, 2005, 133-183頁).
- 矢田俊隆 [1977] 『ハプスブルク帝国史研究』岩波書店.
- 我妻栄 [1953] 『近代法における債権の優越的地位』有斐閣 (「資本主義的生産組織に於ける所有権の作用: 資本主義と私法の研究の一寄与としてのカルネルの所論」, 『法學協會雑誌』第45巻第3号~第5号, 1925~27.)
- Wallerstein, I. et al. [1989] *Anti Systemic Movement*, Verso. 太田仁樹訳『新装版 反システム運動』大村書店, 1998.